① 「新規創業者」の方（これから創業する方）

|  |  |
| --- | --- |
| **提出書類** | **確認** |
| ① 補助金交付申請書（様式第１号） | □ |
| ② 事業者概要書（様式第１号の２） | □ |
| ③ 事業計画書（様式第１号の３） | □ |
| ④ 収支計画書（様式第１号の４） | □ |
| ⑤ 広島安芸商工会からの意見書（様式第１号の５） | □ |
| ⑥ 補足説明資料  　・ 事業者概要書，事業計画書，収支計画書の内容に関する資料について，必要に応じて添付してください。  　　※ Ａ４で１０枚以内としてください。 | □ |
| ⑦ 町税等の完納証明書（申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの）　※ 申請者個人のもの | □ |
| ⑧ 住民票（申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの） | □ |
| ⑨ 個人事業の開業届出書等の写し  　※申請時に開業されていない方は，開業後速やかに開業届出書の写しを提出してください。 | □ |
| ⑩補助事業の実施に関連して必要な許認可証等の写し  　※ 該当する方のみ | □ |

注１：「② 事業者概要書」「③ 事業計画書」及び「④ 収支計画書」については，

片面印刷で左上をクリップ留めしてください。

② 「創業後３年以内の企業者」の方（個人事業者の方）

|  |  |
| --- | --- |
| **提出書類** | **確認** |
| ① 補助金交付申請書（様式第１号） | □ |
| ② 事業者概要書（様式第１号の２） | □ |
| ③ 事業計画書（様式第１号の３） | □ |
| ④ 収支計画書（様式第１号の４） | □ |
| ⑤ 広島安芸商工会からの意見書（様式第１号の５） | □ |
| ⑥ 補足説明資料  　・ 事業者概要書，事業計画書，収支計画書の内容に関する資料について，必要に応じて添付してください。  　　※ Ａ４で１０枚以内としてください。 | □ |
| ⑦ 町税等の完納証明書（申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの）　※ 申請者個人のもの | □ |
| ⑧ 住民票（申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの） | □ |
| ⑨ 個人事業の開業届出書等の写し | □ |
| ⑩補助事業の実施に関連して必要な許認可証等の写し  　※ 該当する方のみ | □ |

注１：「② 事業者概要書」「③ 事業計画書」及び「④ 収支計画書」については，

片面印刷で左上をクリップ留めしてください。

③ 「創業後３年以内の企業者」の方（法人の方）

|  |  |
| --- | --- |
| **提出書類** | **確認** |
| ① 補助金交付申請書（様式第１号） | □ |
| ② 事業者概要書（様式第１号の２） | □ |
| ③ 事業計画書（様式第１号の３） | □ |
| ④ 収支計画書（様式第１号の４） | □ |
| ⑤ 広島安芸商工会からの意見書（様式第１号の５） | □ |
| ⑥ 補足説明資料  　・ 事業者概要書，事業計画書，収支計画書の内容に関する資料について，必要に応じて添付してください。  　　※ Ａ４で１０枚以内としてください。 | □ |
| ⑦ 町税等の完納証明書（申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの）　※ 法人のもの | □ |
| ⑧ 履歴事項全部証明書（申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの）  　※ 法人登記から期間が間もなく，証明書が発行されない場合，任意様式で申告書を作成（提出できない理由，証明書の提出予定日等を記載）し，提出してください。 | □ |
| ⑨補助事業の実施に関連して必要な許認可証等の写し  　※ 該当する方のみ | □ |

注１：「② 事業者概要書」「③ 事業計画書」及び「④ 収支計画書」については，

片面印刷で左上をクリップ留めしてください。

提出書類のうち，「町税等の完納証明書」については，以下をご確認ください。

① 「新規創業者」の方（これから創業する方）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **現在の**  **お住まい** | **提出書類** | **発行窓口** |
| 海田町**内**  在住の方 | 町税に関する滞納がない旨の証明  （申請者個人のもので，申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの） | 海田町  税務課 |
| ※ 海田町に転入して日が浅いため，海田町において，「町  税に関する滞納がない旨の証明」が発行されない場合  　⇒ 市税（町税又は村税）に関する滞納が無い旨の証明  （申請者個人のもので，申請日の前３ヶ月以内に発行さ  れたもの） | 前住所地の  市町村役所 |
| ※ 前住所地の市町村役所が「滞納がない旨の証明」の発行を行っていない場合  ⇒ 納税証明書（申請者個人のもの）  （令和５年度分，個人市民税（個人町民税又は個人村民税），固定資産税，都市計画税，申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの）  　注：課税されている税目のみ。 | 前住所地の  市町村役所 |
| 海田町**外**  在住の方 | 市税（町税又は村税）に関する滞納がない旨の証明  （申請者個人のもので，申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの） | お住まいの  市町村役所 |
| ※「滞納がない旨の証明」の発行を行っていない市町村に在住の方  ⇒ 納税証明書（申請者個人のもの）  （令和５年度分，個人市民税（個人町民税又は個人村民税），固定資産税，都市計画税，申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの）  　注：課税されている税目のみ。 | お住まいの  市町村役所 |

　 ※ 上記のいずれにも該当しない方については，海田町資産活用課へお問い合わせください。

② 「創業後３年以内の企業者」の方（個人事業主の方）

|  |  |
| --- | --- |
| **提出書類** | **発行窓口** |
| 町税に関する滞納がない旨の証明  （申請者個人のもので，申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの） | 海田町  税務課 |
| ※　海田町内に転入して日が浅いため，海田町において「町税に関する滞納がない旨の証明」が発行されない場合  ⇒ 市税（町税又は村税）に関する滞納がない旨の証明  （申請者個人のもので，申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの） | 前住所地の  市町村役所 |
| ※ 前住所地の市町村役所が「滞納がない旨の証明」の発行を行っていない場合  　⇒ 納税証明書（申請者個人のもの）  （令和５年度分，個人市民税（個人町民税又は個人村民税），固定  資産税，都市計画税，申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの）  注：課税されている税目のみ。 | 前住所地の  市町村役所 |

　　※ 上記のいずれにも該当しない方については，海田町資産活用課へお問い合わせください。

③ 「創業後３年以内の企業者」の方（法人の方）

|  |  |
| --- | --- |
| **提出書類** | **発行窓口** |
| 町税に関する滞納がない旨の証明  （法人のもので，申請日の前３ヶ月以内に発行されたもの） | 海田町  税務課 |
| ※ 海田町内に本社を移転してから間もないため，海田町において「町税に関する滞納がない旨の証明」が発行されない場合  　⇒ 市税（町税又は村税）に関する滞納がない旨の証明  （申請者個人のもので，申請日の前３ヶ月以内に発行された  もの） | 前住所地の  市町村役所 |
| ※ 前住所地の市町村役所が「滞納がない旨の証明」の発行を行っていない場合  　⇒ 納税証明書（法人のもの）  （令和５年度分，法人市民税（法人町民税又は法人村民税），  事務所税，固定資産税，都市計画税，申請日の前３ヶ月以内  に発行されたもの）  　注：課税されている税目のみ。 |
| ※ 法人設立から間もないため，法人の「町税に関する滞納がない旨の証明」等が発行されない場合  　⇒ 申請者（法人の代表者）個人の「町税に関する滞納がない旨の証  明」を提出してください。  ⇒ 「①「新規創業者」の方（これから創業する方）」をご確認くださ  い。 | ― |

　　※ 上記のいずれにも該当しない方については，海田町資産活用課へお問い合わせください。